

◆◆◆目次◆◆◆

1. 過労死等防止啓発月間について
2. 業務改善助成金の拡充について
3. 育児・介護休業法の改正について
4. 労務管理セミナーの開催について

★★

1. 過労死等防止啓発月間について

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、毎年11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。

このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組みを行う「過重労働解消キャンペーン」を実施しています。

過重労働解消キャンペーンの内容は、以下のリンクよりご確認ください。

◆サイトURL <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

◆問合せ先 岐阜労働局またはお近くの労働基準監督署

★★

2. 業務改善助成金の拡充について

国の平成28年度第二次補正予算成立に伴い、業務改善助成金の制度が拡充されました。

業務改善助成金とは、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金の引き上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

制度の詳細や拡充内容については、以下のリンクよりご確認ください。

◆業務改善助成金の拡充のご案内チラシ

http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11201250-Roudoukijunkyoku-Roudoujoukenseisakuka/16090101_1.pdf

◆厚生労働省の関連ページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonusi/shienjigyoku/03.html

◆申請先 岐阜労働局 雇用環境・均等室（058-245-1550）

◆問合せ先 岐阜県社会保険労務士会（0120-55-4864）

★★

3. 育児・介護休業法の改正について

介護をしながら働く方や有期契約労働者の方が、介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう、平成29年1月1日より「育児・介護休業法」が改正されます。

制度の詳細や改正内容については、以下のリンクよりご確認ください。

◆育児・介護休業法改正のご案内チラシ

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_h28_06.pdf

◆厚生労働省の関連ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

◆問合せ先 岐阜労働局 雇用環境・均等室（058-245-1550）

★★

4. 労務管理セミナーの開催について

ストレスチェック制度導入の義務化等メンタルヘルス対策、また労働契約法の改正による無期転換ルールの2年後導入が本格的に行われるなど、労務管理に関わる課題が複雑・高度化しています。

これらの課題に対し、正しい知識を得ていただくことを目的とし、以下のとおりセミナーを開催しますので、是非ご参加ください。

◆セミナー名 労務管理セミナー

◆演題・講師 第1部

「最近の労働行政の動向」

高山労働基準監督署

「労働契約法に基づく『無期転換ルール』への対応について」

経営労務サポートオフィスぶどうの樹 代表 森 千晴 氏

第2部

「メンタル不調者を絶対に出さないための、予防的パワハラ対策」

(株)ハーモニークリエーション 代表取締役 白石 恵美子 氏

◆開催日 平成28年11月29日（火）

◆開催時間 13:30～16:00

◆開催会場 高山市民文化会館 3階 講堂（高山市昭和町1-188-1）

◆受講料 無料

◆定員 約150名

◆主 催 (一社) 飛騨地区労働基準協会連合会

◆問 合 せ 先 (一社) 飛騨地区労働基準協会連合会 (0577-36-0350)

★★

***** メールマガジンの配信中止・アドレス変更 *****

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本 文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送 信 先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。